

# 令和2年度 第6回 総会議事録

十津川村農業委員会

1. 開催日時 令和3年2月10日(水) 9時00分～10時30分
2. 場 所 十津川村役場 第2会議室
3. 出席者 11名  
1: 向峯 周和      2: 増谷 周三      3: 中 精一  
4: 杉本 扇一      5: 玉置 久美      6: 温井 正吾  
7: 坂口 ひろみ      8: 山本 享子      9: 平瀬 肇万  
10: 弓場 耕一郎      12: 上垣 豊
4. 欠席委員 11: 岡田 亥早夫
5. 事務局 事務局長: 浦 誠      事務局: 敷地 浩樹、岸上 拓夢
6. 議事録署名委員 1: 向峯 周和      5: 玉置 久美
7. 議 案 議第16号 農地申請審査(第3条申請)  
議第17号 非農地判断事務処理要綱の制定について
8. 報告事項 (1) 認定電気通信事業者の行う農地転用について

## 議事内容

浦事務局長

皆様、おはようございます。ただいまから第6回十津川村農業委員会総会の方を開催させていただきます。それでは、平瀬会長よろしく申し上げます。

平瀬会長

おはようございます。第6回の総会ということで、ご案内させていただきましたところ、多数出席いただきまして、ありがとうございます。

コロナの話題がまだまだつきないところではありますが、オリンピックの組織委員会の森会長が辞任するということが色々話題になっておりますが、オリンピックの開催もコロナによってはどうなるかというところでございます。

さて、いつものように議案を事務局の方で作っていただいておりますので、これに沿って審議したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日は委員12人中11名の出席ということで、総会は成立しております。

また、本日の議事録署名委員は、向峯委員と玉置委員にお願いいたします。異議ございませんか。

一 同

異議なし

平瀬会長

それでは議案に入ります。議第16号、農地法第3条申請、受付番号3の3について、事務局より説明をお願いします。

事務局敷地

それでは議第16号、農地申請審査について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定に基づいて許可するものとするの議案でございます。農地法第3条申請、受付番号3の3です。所在、地番、地目、地積の順で説明させていただきます。■■■■番■■、畑、128㎡、2筆目は、■■■■番、田、373㎡、合計2筆の501㎡。原因は売買で、譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さんです。以上です。

平瀬会長

ありがとうございます。それでは、現地調査の状況について、■■■■地区担当の杉本委員に説明をお願いします。

杉本委員

それでは、大字■■■■の第3条申請について、説明させていただきます。1月21日に■■■■さんの立ち合いで、事務局と現地調査を行いました。

■■■■さんは、■■■■の■■■■さんの空き家を購入し、■■■■県から■■■■の■■■■の■■■■さんと共に引っ越してきたようで、■■■■も移してきたようです。

申請の農地の■■■■番■■は、■■■■さんの家の横にある畑で、購入後はカボチャや大根、ジャガイモを栽培していくとのことです。■■■■番は、■■■■番■■の手前にある田んぼで、購入後は水稻を作付けしていくとのことです。

耕作の常時従事ですが、■■■■さん本人と■■■■の■■■■さんで行っていくとのことです。耕作にあたっての機械は持っておらず、■■■■さんから借りる予

定とのことで、その同意書も貰っています。

また、新規の就農となることから、営農計画書も作成いただいております。

周辺の農地についてですが、野菜や茶が植えられており、■■■■さんが耕作を行うにあたって、影響はないと思われま

す。下限面積についてですが、この申請だけでは501㎡ですので、10アールを満たしていませんが、次の議案の使用貸借の申請分も合わせて1,082㎡となります。審議のほど、よろしくお願いいたします。

平瀬会長 ありがとうございます。それでは、これに対して質問ございませんか。

一 同 質問なし

平瀬会長 無いようですので、事務局より詳細の説明をお願いします。

事務局敷地 それでは詳細を説明します。譲渡人は、■■■■さん、譲受人は、■■■■さん、■■■■さんで、第3条申請の権利の移転で売買です。農地の場所は、杉本委員から説明がありましたように、大字■■■■の■■■■さんが住んでいる家の横にある農地2筆です。

先ほど説明いただきましたように、■■■■番■■■■は、畑で、ガボチャ、大根、ジャガイモを栽培し、■■■■番■■■■は田で、水稻を作付けするとのことです。

耕作の常時従事ですが、■■■■さん本人で、■■■■の■■■■である■■■■さんが手伝いをするとのことです。

申請地の周辺は、野菜や茶が植えられた畑で、周辺農地への影響はないと判断されます。

許可にあたっては、農地法第3条第2項の各号に該当しないことが条件ですが、杉本委員からも説明ありましたように、この申請だけでは、面積が501㎡であり、農地法第3条第2項第5号の「権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその所得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計」が、十津川村農業委員会が定める下限面積の10アールに達しないことに該当することから、許可要件を満たしていないこととなります。

つきましては、次の受付番号3の4の申請と一緒に判断いただくべき申請と考えます。

平瀬会長 事務局から説明ありましたように、この申請だけでは、農地法第3条第2項第5号に該当し、許可要件を満たしていないことから、一旦保留とし、受付番号3の4と合わせての判断になります。ただいまの説明について、質問はございませんか。

一 同 質問なし

平瀬会長 それでは、ただいまの申請については保留とさせていただき、次の3の4の申請と一緒に、判断させていただきます。

それでは、農地法第3条申請受付番号3の4について事務局より説明を

お願いします。

事務局敷地            それでは、農地法第3条申請、受付番号3の4について説明させていただきます。■■■■番、田、581㎡、合計1筆の581㎡。原因は使用貸借で、譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さんです。以上です。

平瀬会長              ありがとうございます。それでは、現地調査の状況について、■■■■地区担当の杉本委員に説明をお願いします。

杉本委員              それでは、大字■■■■の第3条申請受付番号3の4について、説明させていただきます。

先ほどと同じく1月21日に■■■■さんの立ち合いで、事務局と現地調査を行いました。

譲渡人ですが、亡くなった■■■■さんの■■■■さんである■■■■さんのままで登記がされておらず、相続人である■■■■さんが代表として申請が上げられております。

農地の場所ですが、■■■■さん宅の上にある田んぼで、許可後は、水稻を作付けするとのことです。

耕作の常時従事については、先ほどの申請と同じく、■■■■さん本人と■■■■の■■■■さんがおこなうとのことです。

周辺の農地についてですが、保全管理された田で、■■■■さんが耕作することによる影響はないと思われま。

下限面積については、先ほどの申請と合わせて、1,082㎡となることから十津川村の定める下限面積10アール以上となります。

許可しても問題ないものと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

平瀬会長              ありがとうございました。それでは、これに対して質問ございませんか。

一 同                    質問なし

平瀬会長              無いようですので、事務局より詳細の説明をお願いします。

事務局敷地            それでは詳細を説明します。譲渡人は、■■■■さん、譲受人は、■■■■さんで、第3条申請の使用貸借の設定です。

こちらの農地につきましては、所有者が、■■■■さんの■■■■で、既に亡くなられている■■■■さんの名義です。相続権者である■■■■の■■■■さんと3人のお子さんに同意をいただき、その代表として、■■■■さんが譲渡人で申請をいただいております。また、相続関係図と戸籍の書類をいただいております。

農地の場所は、杉本委員から説明がありましたように、大字■■■■の■■■■さんが住んでいる家の上にある、■■■■さんの家の後ろにある田1筆です。

耕作の常時従事ですが、■■■■さん本人で、会社の■■■■である■■■■さんが手伝いをするとのことです。

申請地の周辺は、保全管理された田で、周辺農地への影響はないと判断されます。

農地を取得するにあたっての下限面積は、先ほどの受付番号3の3の申請と合わせて、1,082㎡になりますので、十津川村農業委員会の定める1,000㎡(10アール)以上となります。

これにより、先ほどの受付番号3の3の申請の2件により、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、農地を取得する要件を満たしていると考えます。

平瀬会長                    ありがとうございました。ただいま事務局より説明ありましたことについて、質問ございますか。

一 同                        質問なし

平瀬会長                    それでは、先ほどの受付番号3の3と、ただいまの3の4の申請により、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件にも該当しなくなり、農地法第3条第2項の各号に該当しませんので、原案のとおり決定するとのことでしょうか。

一 同                        異議なし

平瀬会長                    ありがとうございました。それでは受付番号3の3並びに3の4について、承認させていただきます。

次に、議第17号 非農地判断事務処理要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。

事務局敷地                それでは、議第17号 非農地判断事務処理要綱の制定についてということで、非農地判断事務処理要綱について制定するものとするの議案でございます。こちら、一旦休憩を取らせていただいて、事前に説明をさせていただきたいと思えます。

平瀬会長                    それでは休憩します。

休憩

平瀬会長                    それでは再開します。それでは、非農地判断事務処理要綱(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局岸上                それでは、非農地判断事務処理要綱(案)について、説明させていただきます。この要綱の目的ですが、登記簿上は、地目が田又は畑であり、現況が非農地となっている土地について、農地法の第2条第1項に基づく農地に該当するか否かの判断を行うにあたり必要な事項を定めることを目的としています。

第2条、非農地判断の定義についてですが、「非農地判断」とは、「農地法の運用について」と、この要綱で定めることによる農業委員会が総会で決定することを言います。

第3条、非農地判断の基準、どんな土地が非農地判断の対象となるかです。非農地判断をする土地は、人力又は農業用機械では、耕起、整地ができない土地であり、農業的利用を図るための条件整備、基盤整備事業の実施等が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものとします。ア、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。イ、ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合です。

第4条、非農地判断の制限についてです。第3条に該当する土地であっても、次の各号のいずれかに該当する土地については、非農地判断をすることができないというものになります。(1) 法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反すると認められる場合、勝手に家が建っている等の土地は非農地判断しないということになります。(2) 非農地判断を行うことで、隣接及び周辺農地の耕作に支障が生ずるおそれがある場合。周りがしっかり作っているのに、真ん中だけ草が茂っているのは困るということで、非農地判断はしないということです。

第5条、通知ですが、農業委員会は、「非農地判断」を総会で決定した場合は、所有者及び各関係機関、県、法務局、村税務担当課へ通知することとなります。

第6条、その他ですが、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総会で定めることとされています。

この要綱を、今回の議案で承認いただきましたら、令和3年2月10日から施行するものとさせていただきます。

平瀬会長                    ありがとうございました。それでは、非農地判断事務処理要綱について、質問ございませんか。

一 同                        質問なし

平瀬会長                    質問もないようですので、決定することよろしいですか。

一 同                        異議なし

平瀬会長                    それでは承認いただきましたので、今後はこの要綱に基づき、非農地判断をさせていただきます。

次に報告事項に移ります。(1) 認定電気通知事業者の行う農地転用について、事務局より説明をお願いします。

事務局敷地                それでは報告事項の認定電気通信事業者の行う農地転用についてということで、次の農地について、認定電気通信事業者より農地転用の届出があり、奈良県知事へ進達したので報告するという議案でございます。

今回、2件ございました。1件目、[ ]番、畑、961㎡、うち、専用面積1.44㎡、転用期間は永久、申請者は[ ]、進達日、県に送った日でございますが、12月14日です。

2件目は、[ ]番、333㎡、うち、専用面積11.04㎡、

転用期間は永久、申請者は■■■■■■■■■■、進達日は12月16日です。  
以上です。

平瀬会長                    ありがとうございました。認定電気通信事業者の行う農地転用については、農地法第5条申請の許可は不要ですが、知事への協議が必要となります。今回、その届け出があり、十津川村農業委員会から奈良県知事宛てに進達したとの報告です。それでは質問はございませんか。

向峯委員                    場所を教えてくださいますか。

平瀬会長                    ■■■■の■■■■へ行く道の上がったところですね。

事務局敷地                そうです。こちらから行くと左手になります。  
■■■■ですが、■■■■の方になるんですが、■■■■さんの田んぼの一部になります。

平瀬会長                    それでは報告事項について、承認いただいてよろしいでしょうか。

一 同                        異議なし

平瀬会長                    ありがとうございました。本日の議案は以上です。

その他

・令和3年 水稻栽培および防除のこよみについて

10時30分終了

議事録署名委員

Ⓔ

Ⓔ